

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案要綱

- 1 非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分を三十三万円に引き上げること。(本則関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この政令は、公布の日から施行すること。(附則第一項関係)
 - (2) この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。(附則第二項関係)